貸借契約の適正化のための措置等を講ずることにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　「賃貸住宅」とは、賃貸の用に供する住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。㈡(1)において同じ。）をいうこととした。ただし、人の生活の本拠として使用する目的以外の目的に供されていると認められる一定のものを除くこととした。（第二条第一項関係）

㈡　「賃貸住宅管理業」とは、賃貸住宅の賃貸人から委託を受けて、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行う事業をいうこととした。（第二条第二項関係）

(1)　当該委託に係る賃貸住宅の維持保全（住宅の居室及びその他の部分について、点検、清掃その他の維持を行い、及び必要な修繕を行うことをいう。）を行う業務（賃貸住宅の賃貸人のために当該維持保全に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務を含む。）

(2)　当該賃貸住宅に係る家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理を行う業務（(1)に掲げる業務と併せて行うものに限る。）

㈢　「賃貸住宅管理業者」とは、登録を受けて賃貸住宅管理業を営む者をいうこととした。（第二条第三項関係）

㈣　「特定賃貸借契約」とは、賃貸住宅の賃貸借契約（賃借人が人的関係、資本関係その他の関係において賃貸人と密接な関係を有する一定の者であるものを除く。）であって、賃借人が当該賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営むことを目的として締結されるものをいうこととした。（第二条第四項関係）

㈤　「特定転貸事業者」とは、特定賃貸借契約に基づき賃借した賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営む者をいうこととした。（第二条第五項関係）

3　賃貸住宅管理業

㈠　登録

賃貸住宅管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないこととした。（第三条～第九条関係）

㈡　業務

賃貸住宅管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、一人以上の一定の要件を備える者を選任して、当該営業所又は事務所における業務に関し、賃貸住宅の入居者の居住の安定及び賃貸住宅の賃貸に係る事業の円滑な実施を確保するため必要な一定の事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならないこととし、管理受託契約（管理業務の委託を受けることを内容とする契約をいう。㈡において同じ。）を締結しようとするときは、管理業務を委託しようとする賃貸住宅の賃貸人（賃貸住宅管理業者である者その他の管理業務に係る専門的知識及び経験を有すると認められる一定の者を除く。）に対し、当該管理受託契約を締結するまでに、管理受託契約の内容について、書面を交付して説明しなければならないこと等とした。（第一〇条～第一二条関係）

㈢　監督

国土交通大臣は、賃貸住宅管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、賃貸住宅管理業者に対し、業務改善命令、立入検査等を行うことができること等とした。（第一二条～第二七条関係）

4　特定賃貸借契約の適正化のための措置等

㈠　特定転貸事業者又は勧誘者（特定転貸事業者が特定賃貸借契約の締結についての勧誘を行わせる者をいう。）（以下「特定転貸事業者等」という。）は、特定賃貸借契約の締結の勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、特定賃貸借契約の相手方又は相手方となろうとする者に対し、当該特定賃貸借契約に関する事項であって特定賃貸借契約の相手方又は相手方となろうとする者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならないこと等とした。（第二八条及び第二九条関係）

㈡　特定転貸事業者は、特定賃貸借契約を締結しようとするときは、特定賃貸借契約の相手方となろうとする者（特定転貸事業者である者その他の特定賃貸借契約に係る専門的知識及び経験を有すると認められる一定の者を除く。）に対し、当該特定賃貸借契約の内容等について、書面を交付して説明しなければならないこと等とした。（第三〇条～第三二条関係）

㈢　国土交通大臣は、特定賃貸借契約の適正化を図るため必要があると認めるときは、特定転貸事業者等に対し、指示、立入検査等を行うことができること等とした。（第三三条～第三六条関係）

5　雑則

適用の除外、権限の委任、国土交通省令への委任及び経過措置に関する規定を設けることとした。（第三七条～第四〇条関係）

6　附則

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第一九二号）（国土交通省）

1　総合政策局及び都市局の所掌事務の一部を土地・建設産業局の所掌事務とし、土地・建設産業局の所掌事務及び同局に置かれる課の所掌事務を変更し、同局の名称を不動産・建設経済局に変更することとした。（第二条、第四条、第六条、第七条、第一九条、第七〇条～第七四条関係）

2　不動産・建設経済局に新たに参事官を一人置くこととした。（第七〇条及び第八一条関係）

3　政策統括官の職務を変更することとした。（第一七条関係）

4　大臣官房に土地政策審議官を置くこととした。（第二〇条関係）

5　大臣官房に置かれる審議官及び参事官の定数を改めることとした。（第二〇条及び第二一条関係）

6　大臣官房会計課の所掌事務を変更することとした。（第二七条関係）

7　総合政策局総務課の所掌事務を変更することとした。（第三七条関係）

8　国土政策局総合計画課の所掌事務を変更することとした。（第六四条関係）

9　この政令は、令和二年七月一日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九三号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一九四号）（内閣府本府）

1　株式会社地域経済活性化支援機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の限度額を二兆円とすることとした。（第三条関係）

2　株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、廃止された株式会社地域経済活性化支援機構の業務の規定を削除することとした。（第五条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一九五号）（厚生労働省）

母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第六九号）の施行期日は、令和三年四月一日とすることとした。

◇新型コロナウイルス感染症対策中小企業等家賃支援給付金の支払の臨時特例に関する政令（政令第一九六号）（財務省）

1　新型コロナウイルス感染症対策中小企業等家賃支援給付金について、その申請者が経済産業大臣から指定を受けた者に当該給付金を受領する権限を付与した場合に限り、当該指定を受けた者に対し、概算払をすることができることとした。

2　概算払をしようとするときは、経済産業大臣は、あらかじめ財務大臣に協議しなければならないこととした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。